

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 7 年10月31日（金曜日）

定 期 第 660 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ
○条例	
神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例（県土整備・建築指導課）	827
○告示	
液化石油ガス販売事業者の認定（くらし安全防災・消防保安課）	827
鳥獣保護区の存続期間の更新（環境農政・自然環境保全課）	828
特定猟具使用禁止区域の指定（環境農政・自然環境保全課）	829
保安林の指定の解除（横須賀三浦地域県政総合センター）	831
監視伝染病の発生を予防するための消毒方法等の実施命令（環境農政・畜産課）	831
道路の区域変更（県土整備・道路管理課）	831
道路の供用開始（県土整備・道路管理課）	832
急傾斜地崩壊危険区域の指定（県土整備・砂防課）	832
建築基準法による道路の位置の指定（県土整備・建築指導課）	833
○教育委員会規則	
神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則（教委・行政課）	833
○公告	
建設業法による監督処分（県土整備・建設業課）	834
開発行為に関する工事の完了（平塚土木事務所）	835
開発行為に関する工事の完了（厚木土木事務所）	835
開発行為に関する工事の完了（県西土木事務所）	835
○入札公告	
落札者等の公告（警察・会計課）	836

条 例

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第69号

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表41の項中「第137条の12第 6 項」を「第137条の12第11項」に改め、同表42の項中「第137条の12第 7 項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年11月 1 日から施行する。

告 示

神奈川県告示第500号

発
行

横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課
電 話 横 浜 （〇 四 五 ） 二 一 〇 一 一 一 一

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の 6 第 1 項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和 7 年10月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

氏名又は名称	所在地	認定年月日
株式会社カナエル	横浜市旭区鶴ヶ峰本町一丁目30番23号	令和 7 年10月22日

神奈川県告示第501号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 7 項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和 7 年10月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 (1) 名称
二子山鳥獣保護区
- (2) 区域
逗子市及び三浦郡葉山町のうち、逗葉新道と逗子市と三浦郡葉山町の境界線との交点を起点とし、同境界線を南東に進み逗子市沼間 5 丁目と同市桜山の字界との交点に至り、同所から同字界を東に進み逗子市と横須賀市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み逗子市と三浦郡葉山町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み三浦大山林道との交点に至り、同所から同林道を南に進み黄金橋、大山橋を経て長柄橋イトピア線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み県道鎌倉葉山線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み逗葉新道との交点に至り、同所から同新道を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域
- (3) 面積
約319. 0ヘクタール
- (4) 存続期間
令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで
- (5) 鳥獣保護区の保護に関する指針
次のとおりとする。
- 2 (1) 名称
田浦大作鳥獣保護区
- (2) 区域
横須賀市田浦大作町のうち、自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第 4 条第 1 項の規定に基づき指定された田浦大作自然環境保全地域の区域
- (3) 面積
約5. 0ヘクタール
- (4) 存続期間
令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで
- (5) 鳥獣保護区の保護に関する指針
次のとおりとする。
- 3 (1) 名称

長屋門公園鳥獣保護区

(2) 区域

横浜市瀬谷区のうち、長屋門公園の区域

(3) 面積

約3.5ヘクタール

(4) 存続期間

令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

4 (1) 名称

道保川公園鳥獣保護区

(2) 区域

相模原市にある相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区の区域のうち、横山丘陵緑地、道保川公園及び道保川緑地の区域並びに上中丸交差点を起点とし、相陽中学校に至る市道横山磯部の左側斜面緑地の区域

(3) 面積

約50.2ヘクタール

(4) 存続期間

令和 7 年11月 1 日から令和17年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課に備え置いて縦覧に供する。）

神奈川県告示第502号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第 1 項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和 7 年10月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 (1) 名称

横浜特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

横浜市の全域から、こどもの国鳥獣保護区、富岡鳥獣保護区、三溪園鳥獣保護区、浅野学園愛護林鳥獣保護区、上郷鳥獣保護区、飯島鳥獣保護区、下永谷鳥獣保護区、円海山鳥獣保護区、根岸鳥獣保護区、三ツ池公園鳥獣保護区、峯市民の森鳥獣保護区、横浜市児童遊園地鳥獣保護区、久良岐鳥獣保護区、こども自然公園鳥獣保護区、明治学院鳥獣保護区、県立四季の森公園鳥獣保護区、鴨池公園鳥獣保護区、ウィトリッヒの森鳥獣保護区、まさかりが淵鳥獣保護区、長屋門公園鳥獣保護区、舞岡公園鳥獣保護区、長浜公園鳥獣保護区、豊頭寺市民の森鳥獣保護区、称名寺市民の森鳥獣保護区、綱島市民の森鳥獣保護区、熊野神社市民の森鳥獣保護区、南本宿市民の森鳥獣保護区、獅子ヶ谷市民の森鳥獣保護区、小机城址市民の森鳥獣保護区及び鴨居原市民の森鳥獣保護区の区域並びに東京湾岸特定猟具使用禁止区域（銃器）の区域を除いた区域

(3) 面積

約37,360.4ヘクタール

(4) 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器

2(1) 名称

小田原城カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

小田原市のうち、小田原城カントリー倶楽部の敷地の区域

(3) 面積

約78.0ヘクタール

(4) 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器

3(1) 名称

山北特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

足柄上郡山北町のうち、同町と南足柄市の境界線と県道小田原山北との交点を起点とし、同所から同境界線を西に進み酒匂川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北に進み足柄橋に至り、同所から県道矢倉沢山北を北に進み国道246号との交点に至り、同所から同国道を東に進み皆瀬川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北に進み東名高速道路との交点に至り、同所から同高速道路を東に進み足柄上郡山北町と同郡松田町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み酒匂川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西に進み県道東山北停車場との交点に至り、同所から同県道を南西に進み県道小田原山北との交点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 面積

約562.0ヘクタール

(4) 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器

4(1) 名称

湯の沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

秦野市のうち、国道246号と同市と足柄上郡松田町の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北西に進み秦野市道八沢1号線の西端に至り、同所から同境界線を北西に150メートル進んだ点に至り、同所から北東の方向に引いた直線を進み濁沢との交点に至り、同所から北東に直線距離にして50メートルの地点に至り、同所から濁沢に沿って濁沢から50メートルの間隔をとり南東に進み国道246号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 面積

約13.0ヘクタール

(4) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

- (5) 特定猟具の種類
銃器

神奈川県告示第 503 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和 7 年 10 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
横須賀市秋谷 2-464 の 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び横須賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

神奈川県告示第 504 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 9 条の規定により、次のとおり消毒方法等の実施を命ずる。

令和 7 年 10 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 実施の目的
家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- 2 実施する区域
県内の家きんの飼養施設及びその周辺の区域であって、家畜保健衛生所長が必要と認めた区域
- 3 実施の期日
令和 7 年 11 月 3 日から令和 8 年 5 月 6 日まで
- 4 消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法の別
消毒方法
- 5 実施方法
農場における消毒薬その他家畜保健衛生所長がこれと同等と認めるものの散布
- 6 その他
消毒方法の種類その他消毒方法の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

神奈川県告示第 505 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県藤沢土木事務所において、令和 7 年 10 月 31 日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 31 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類
県道
- 2 路線名
横浜伊勢原
- 3 道路の区域

区間	旧新 の別	敷地の幅員	敷地の延長
藤沢市葛原字南葛野1, 985番 2 地先から	旧	8.5メートルから	234メートル
同 字滝谷戸1, 732番 2 地先まで		10.8メートルまで	
同	新	10.5メートルから 11.2メートルまで	同

神奈川県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県藤沢土木事務所において、令和 7 年10月31日から 2 週間、一般の縦覧に供する。
令和 7 年10月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類及び路線名
県道横浜伊勢原
- 2 供用開始の区間
藤沢市葛原字南葛野1, 985番 2 地先から
同 字滝谷戸1, 786番 2 地先まで
- 3 供用開始の日
令和 7 年10月31日

神奈川県告示第507号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
令和 7 年10月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 区域の名称
獅子ヶ谷 3 丁目北地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第 1 号と第 2 号を結んだ線、標柱第 2 号と第 3 号を横浜市道師岡第186号線に沿って結んだ線、標柱第 3 号と第 4 号を結んだ線、標柱第 4 号と第 5 号を横浜市道師岡第195号線に沿って結んだ線、標柱第 5 号と第 6 号を結んだ線、標柱第 6 号と第 7 号を横浜市道師岡第188号線に沿って結んだ線及び標柱第 7 号と第 1 号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番
第 1 号	横浜市鶴見区獅子ヶ谷三丁目158番 1
第 2 号	同 157番 1 地先
第 3 号	同
第 4 号	同
第 5 号	同
第 6 号	同
第 7 号	同 158番 2 地先

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第508号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、関係図面は、神奈川県厚木土木事務所において縦覧に供する。

令和 7 年10月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指定年月日	指定番号	指定した道路の位置	延長	幅員
令和 7 年10月14日	第 R 07 指 道 厚土00001号	愛甲郡愛川町中津字下菅原1, 079の 2 ほか 3 筆	メートル 33. 31	メートル 4. 00

教育委員会規則

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月31日

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

神奈川県教育委員会規則第 7 号

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則（昭和39年神奈川県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 神奈川県立神奈川工業高等学校の項中

定 時 制 の 課 程 (夜 間)	機 械 科	を
	建 設 科	
	電 気 科	

定 時 制 の 課 程 (夜 間)	機 械 科	に改め、同表神奈川県立市ヶ尾高等学校の項の次に次
	建 設 科	
	電 気 科	
単位制による定時制の課程 (夜間)	普 通 科	
	機 械 科	
	電 気 科	
	建 設 科	

のように加える。

神奈川県立青葉総合高等学校	全 日 制 の 課 程	普 通 科
	単位制による全日制の課程	総 合 学 科

別表第 1 神奈川県立田奈高等学校の項及び神奈川県立麻生総合高等学校の項を削り、同表神奈川県立神奈川総合産業高等学校の項単位制による定時制の課程 (夜間) の項中

「 総 合 学 科 」 を	普 通 科	に改め、同表神奈川県立西湘高等学校の項の次に次のように加える。
	総 合 学 科	

神奈川県立小田原北高等学校	全 日 制 の 課 程	普 通 科
		機 械 科
		電 気 科
		建 設 科
		デ ザ イ ン 科
	定 時 制 の 課 程 (夜 間)	機 械 科
		電 気 科

別表第 1 神奈川県立小田原城北工業高等学校の項及び神奈川県立大井高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年11月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 神奈川県立田奈高等学校の項、神奈川県立小田原城北工業高等学校の項及び神奈川県立大井高等学校の項を削る改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から、同表神奈川県立麻生総合高等学校の項を削る改正規定は令和10年 4 月 1 日から施行する。

公 告

令和 7 年10月29日、建設業法第28条第 3 項の規定により、次のとおり処分を行いました。

令和 7 年10月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 処分を受けた者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名
株式会社ケイ・ネクスト	東京都江戸川区中央一丁目 3 番23号	吉野 健太

2 処分の内容

建設業法第28条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年11月17日から同月21日までの 5 日間、営業停止を命じる。
停止を命じる営業の範囲 公共工事以外の工事に係るもの

3 処分の原因となった事実

株式会社ケイ・ネクストは、神奈川県内における複数の民間発注工事において、建設業法第 3 条第 1 項の

規定に違反して、建設業法施行令第 1 条の 2 第 1 項に定める軽微な工事の範囲を超えて、工事を請け負う契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第 2 項第 2 号に該当する。

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年10月31日

神奈川県平塚土木事務所長 池 田 六 大

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市桜台 5 -1, 818の 1 ほか30筆及び 5 -1, 827の 2 ほか 5 筆の各一部
開発区域の面積	2, 982. 78平方メートル
開発許可を受けた者の住所	伊勢原市伊勢原 4 -12の 1
開発許可を受けた者の氏名	株式会社トーシンファミリー 代表取締役 藤江 伸二
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 6 年10月16日 神奈川県指令平土第610032号 (令和 7 年 3 月25日 神奈川県指令平土第610060号)

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年10月31日

神奈川県厚木土木事務所長 森 尻 雅 樹

開発区域に含まれる地域の名称	座間市栗原字小池谷1, 206の 2 ほか 2 筆
開発区域の面積	323. 23平方メートル
開発許可を受けた者の住所	横須賀市追浜本町 2 -31
開発許可を受けた者の氏名	久力 昭彦
開発許可年月日及び許可番号	令和 6 年11月28日 神奈川県指令厚土東第610075号

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年10月31日

神奈川県県西土木事務所長 加 藤 秀 一

開発区域に含まれる地域の名称	南足柄市関本字加藤屋敷478の 1 ほか 1 筆
開発区域の面積	779. 27平方メートル
開発許可を受けた者の住所	厚木市下荻野386の 1
開発許可を受けた者の氏名	難波 一文
開発許可年月日及び許可番号	令和 7 年 8 月22日 神奈川県指令西土第610012号

入 札 公 告

落札者等の公告

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

次のとおり落札者等について公告します。

令和 7 年10月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(1)カラープリンタープロセサーの賃貸借及び保守 一式 (2)神奈川県警察本部総務部会計課 横浜市中区海岸通 2 - 4 (3)令和 7 年 8 月22日 (4)株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内 3 - 4 の 1 (5)67,584,000円
(6)一般競争入札 (7)令和 7 年 6 月27日